

## 産前産後期間の国民健康保険税の減額等について

## 1 趣旨

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、令和6年1月から出産する予定の国民健康保険の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がいる場合において、当該世帯の世帯主に対して課税する国民健康保険税（以下「保険税」という。）のうち、出産被保険者に係る保険税の所得割額及び均等割額を減額するため、所要の改正を行うものです。

## 2 内容

## (1) 減額の対象とする保険税

世帯内に出産被保険者がいる場合において、当該世帯の世帯主に対して課税する保険税のうち、出産被保険者に係る所得割額及び均等割額。

なお、府中市国民健康保険税条例の規定により低所得世帯に対して均等割額を7割、5割及び2割軽減している世帯については、条例軽減後の均等割額から減額を行います。

## (2) 減額の対象期間

## ア 単体妊娠

出産被保険者の出産の予定日（納税義務者による届出が出産後になった場合、または出産被保険者の出産後、納税義務者からの届出が無く、市において減額の実施に必要な事項が確認できた場合は、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月から出産予定月の翌々月まで

## イ 多胎妊娠

出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月まで

## (3) 減額分の公費負担割合

国・東京都・府中市で負担します。

負担割合は、国1/2、都1/4、市1/4となります。

## 3 実施時期

令和6年1月1日